

第1回門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館  
指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成20年9月5日（金） 13:00～16:30
2. 会場 門真市役所別館3階 第2会議室
3. 出席委員 柳原委員・稲本委員・小西委員・柏木委員・北口委員
4. 事務局 市民生活部 地域振興課

【事務局】

ただいまから、第1回「門真市民文化会館」及び「門真市立市民交流会館」指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、小西副市長がご挨拶申し上げます。

【副市長】

《副市長挨拶》

【事務局】

《出席委員紹介》

《事務局職員紹介》

【事務局】

それでは委員長・副委員長の選出を議題といたします。

お手元にございます「門真市指定管理者 候補者選定委員会設置要綱」の第5条の規定におきまして、委員長・副委員長を互選で定めることとなっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。

【委員】

委員長に副市長であります小西委員、副委員長には文化関係におくわしい稲本委員を推薦したいと思います。

【事務局】

ただいま委員長に小西委員、副委員長に稲本委員をとのご推薦がありましたがいかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

【事務局】

ご異議がないようですので、そのように決定し、お願いいたしたいと存じます。代表して委員長に、就任にあたりご挨拶をお願いいたしたく存じます。

【委員長】

《委員長挨拶》

【事務局】

それでは、次に今後の議事運営を委員長に引き継ぎたいと存じます。

【委員長】

まず、「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局より説明願います。

【事務局】

本市におきましては、審議会等の会議の公開に関する指針により、原則公開としております。しかし、一定要件を満たす場合は、非公開とすることもできるとされております。本委員会の会議につきましては、公開することにより率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、利益を害するおそれがあること以上2点の理由を一定要件といたしまして、非公開とすることが望ましいと考えておりますがいかがでしょうか。

【委員長】

何かご意見はございませんか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、本委員会の会議については、率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、利益を害するおそれがあること、以上2点から非公開に決定することとします。

続きまして、本委員会の「会議録」について事務局より説明願います。

【事務局】

本委員会の会議録につきましては、門真市情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。また、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承願いたいと存じます。会議録についてであります。発言等の趣旨を把握できるような形での要約版といたしたく存じますが、いかがでしょうか。

【委員長】

事務局より提案がありましたが何かご意見はございませんか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、本会議の会議録は、要約版といたします。なお、作成した会議録は、各委員に確認していただくため、でき次第提示していただくよう事務局にはお願いしておきます。それでは、指定管理者を公募している「施設の概要」について事務局より説明願います。

【事務局】

対象施設は、先ほど申しましたが2施設ございます。まず、市民にすぐれた文化芸術を提供する場として、また、自主的な市民文化の拠点づくりを目的として、市が平成5年に設置した「門真市民文化会館・ルミエールホール」と、平成10年に市民の交流スペースとしてオープンした「門真市立市民交流会館・中塚荘」であります。この2施設を一括して管理運営並びに文化事業の企画・運営を委任する指定管理者を募集いたしました。現在は、管理運営業務については指定管理者が、文化事業の企画・実施につきましては、財団法人門真市文化振興事業団がルミエールホールを中心に行っております。中塚荘におきましては、貸館業務のほかに布施寛コレクションと申しまして、寄贈された美術品（河井寛二郎・棟方志功・浜田庄司ら作）を常設展示しており、その業務も次期指定管理者に委任すべきものとしております。以上、「施設の概要」の説明を終わらせていただきます。

【委員長】

ここまでで何か質問はございますか。ないようですので、次に進めさせていただきます。続きまして、「募集要項の内容」について事務局より説明願います。

【事務局】

次期指定管理者の業務には、先程申しましたとおり両施設の管理運営に文化事業の企画・運営を加えました。運営につきましては現在と同様の利用料金制を導入し、指定管理者が利用料金を自らの収入とすることといたしました。また、文化事業の企画・運営の中には、自主事業はもちろんのこと、現在、財団法人門真市文化振興事業団の文化事業の一部である市民活動団体と共催して行っている事業を継承して行っていただくということを含め募集いたしました。指定管理料につきましては過去3カ年の利用率・収支実績等を元に算定していただくよう募集いたしました。過去3カ年の資料につきましては、お手元にご用意しております。現在の指定管理料は、年間1億5,400万円となっております。以上、「募集要項の内容」の説明を終わらせていただきます。

【委員長】

ここまでで、何か質問はございませんか。質問がないようなので、次に進めさせていただきます。続きまして、「会議の進め方」について確認したいと思います。事務局から説明願います。

【事務局】

では、「会議の進め方」について申し上げます。両施設の指定管理者の申請を受け付けましたところ、4団体から申請がありました。本選定委員会は本日を皮切りに3回開催いたしたいと存じます。今後のスケジュールでございますが、第2回選定委員会を10月3日、第3回目を10月28日に開催させていただきます。ここで、少しお時間

を頂戴いたしまして、事務局案としての流れをご報告いたしたいと存じます。本日第1回目は、このあと選定の基準等の確認をしたのち、第1次審査として「書類審査」を行って採点していただき、2次審査に進む3団体を選出していただきます。第2回選定委員会では、第1次審査通過3団体によるプレゼンテーションと質疑を実施しますが、事務局といたしましては第1次審査での書類審査による採点を最重要視しつつ、次の点を加味いたしたく考えております。プレゼンテーションを踏まえたうえで、書類による第1次審査では十分に把握できなかった内容や、経費縮減の具体策や具体的な人員配置図など、5年間の委任に耐えうる内容か否かを含んだ内容を織り込んだ質問を行ってまいります。繰り返し申しますと、本日採点いただきました中で、もう少し具体的な内容について把握すべき内容：たとえば経費の大きなウエイトを占めるであろう人件費：すなわち人員体制についての具体案や、最大の利用者である市民に対する有益な試みなどの質疑応答の評価に100点を配してまいりたく考えております。そして、第3回では、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。その意味では、この第1回目が2回目にもつながる重要な審査となります。今回の書類審査の位置づけは全体の中では大きなものであると事務局としては考えております。なにぶん、審査書類が多いため、審議に時間がかかるものと存じますが、第2回選定委員会での質問項目もお考えいただきながら、慎重なる審査をお願い申し上げます。

なお、第1次審査は、既に皆様にお配りしております審査基準による各委員の点数を集計し、その中から上位3団体を選定いたします。点数の集計は事務局で行い、第1次審査結果として各委員、市長に報告するとともに、第1次審査を通過した団体には、第2次審査の案内、通過しなかった団体には、非選定通知を送付することといたします。以上、「会議の進め方」の説明を終わらせていただきます。

【委員長】

何かご意見・ご質問はございませんか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、次に「審査基準」について、を議題といたします。提出されました事業報告書及び収支計画書等について書類審査していただくわけですが、具体的な審査の基準について事務局より説明願います。

【事務局】

選定の大きな基準には指定管理者制度導入の大きな目的であります「市民サービスの向上」と「経費の縮減」を選定の大きな柱と考えております。また、今回は文化事業の企画・実施も指定管理者に委任すべき項目に入れました。利用者の声を十分取り入れた利用者本位の運営の実現、地域に根ざした文化創造の取り組み意欲とともに、

築15年となる施設のメンテナンスに対する意識レベル、安全に対する積極的な取り組み意欲なども重要な選定の要素と考えております。お手元にお配りいたしております選定基準及び得点表は、2枚にわたっておりますが、1枚目は「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」第4条第1項に規定する選定基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案して審査項目や内容・配点を想定した事務局案です。2枚目には、両施設の維持管理に対する考え方、地域に根ざした文化創造への取り組み・文化事業の企画・実施に対する考え方、利用者への対応や配慮、利用促進への取り組みなどを項目に加えております。審査基準の表では、選定項目、審査項目の内容に分けておりますが、内容については、あくまで審査に際しての一例として掲げているものであり、必ずしもその項目に限定するものではありません。点数につきましては、前回は150点満点でありましたが、今回は200点満点にしております。50点の違いは、今回は文化事業への取り込みについて新たに設け、2項目で各15点の計30点を追加としたこと。また、指定管理者導入の大きな柱である経費の縮減に10点を追加、経費安定的な人的能力に5点を追加、社会的弱者の雇用に5点追加し、計50点の追加となりました。その結果、指定管理者導入の大きな柱である経費縮減を含め、前回の150点満点から200点に増えました。船体的には、文化事業の取り組み項目の追加で、全体の比率としては各々若干ダウンする結果となりました。市では、平成19年に文化芸術振興条例を制定し、現在それに基づき基本方針を策定中であります。基本方針ができるまで、当面は文化事業の企画・実施という、市の文化施策にかわり事業を企画・実施するというこの項目の占めるウエイトというものは大変大きなものがあるという事務局の認識から、敢えてほとんど他の配点をさわることなく、前回は継承し、配点を考慮したものです。配点ですが、重要な項目については経費の縮減には40点を付しております。また選定基準2番の施設の効用の最大限の発揮、施設の管理に関する項目は、20点を配しております。その他の項目につきましてはそれぞれ15点、10点とさせていただきます。なお、選定項目の4の審査項目であります「安定的な運営が可能となる経理的基盤」につきましては、その採点を公認会計士の柳原委員にお任せしたいと考えております。従いまして、柳原委員には200点満点で採点していただきます。他の委員には満点の200点から15点を差し引いた残りの185点で、残りの項目の採点をお願いし、柳原委員に採点していただいた「経理基盤」の点数を上乗せしたいと存じます。以上の内容について、項目の加除、配点の見直しなどのご意見がございましたら、ご提案いただきたく存じます。

#### 【委員長】

何かご質問はございませんか。審査基準・配点などで、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと存じます。

【委員長】

それではただいまから書類審査を行います。各委員にお配りしております事業報告等の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願いいたします。審査時間は15時30分を目途にいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、これより書類審査を開始します。

《審査開始》

【委員長】

皆様評価は終わりましたでしょうか。それでは、これより集計をいたしますので事務局お願いします。

《事務局集計》

【事務局】

集計が終了しましたので、発表させていただきます。A団体 757点、B団体 592点、C団体 746点、D団体（特定非営利活動法人トイボックス）742点

【委員長】

この結果からみると、B団体の得点が低いので非選定団体とし、上位3団体のA、C、D団体を1次審査通過といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

得点差が明らかなので、B団体を非選定団体としていいと思います。

【委員長】

他の委員の方はいかがでしょうか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは、全委員一致でA、C、D団体を第一次審査通過とし、B団体を非選定団体と決定いたします。それでは、最後に次回の日程について事務局よりお願いします。

【事務局】

《次回選定委員会の予定等の説明》

【委員長】

《委員長挨拶の後閉会》